

新型コロナウイルス感染者発生時の行動計画

1. 目的

10月より面接授業が再開されるが、本学の構成員(学生、職員)にコロナ感染者または濃厚接触者が発生した場合を想定し適切に準備する必要がある。

その際、感染のさらなる拡大を抑えること、構成員の動揺を抑えること、対外的な説明を適切に行うことなどが重要と考えられるが、同時に、教育活動等への影響についても最小限にする必要があり、こうした観点から発生時を想定した行動計画を定めるものである。

2. 対象者

附属病院職員を除く全職員・学生(医学・保健を含む。)

3. 感染者・濃厚接触者発生時の報告と情報管理

- 職員・学生が新型コロナウイルスに感染、もしくは濃厚接触者として認められた場合は、速やかに学内対応窓口(職員は各学部等事務部・部局、学生は所属する各学部等事務部(教(学)務担当)、留学生にあっては国際連携本部または各学部等事務部(教(学)務担当))に連絡するものとする。
- 連絡を受けた学内対応窓口は、保健管理センターに報告し、情報を一元管理する。附属病院における感染及び濃厚接触の情報についても同様とする。
- 総務広報課は、保健管理センターに逐次情報を確認するとともに、役員に報告する。また、文部科学省に感染・対応状況を適宜報告する。
- 各学部等事務部・部局は、保健管理センターに加えて以下の部局に報告する。
 - ・学生の場合: 学生課【0172-39-3113】、教務課【0172-39-3106】
 - ・教員の場合: 教務課【0172-39-3106】、人事課【0172-39-3025】
 - ・教員を除く職員の場合: 人事課【0172-39-3025】
- 感染者及び濃厚接触者についての最終的な判断は、保健所の判断による。なお、保健所が濃厚接触者と判断しなかった場合であっても、接触の確認がなされたケースについては保健管理センターで把握しておく。
- 接触の確認等の作業に当たっては、保健所の指示及び保健管理センターの指導の下、関連する各部局(学生の所属する部局、課外活動団体関連部局、職員の職場など)が協力して行う。その際に必要な情報として、症状出現の2日前から判断時までの期間における次の3点を中心に確認する。
 - ・感染者と同居、あるいは長時間接触(交通機関、イベント会場など)した者がいたか
 - ・感染予防対策なく、感染者と1m以内で15分以上の接触があった者がいたか(マスクなしでの会話、飲食店での同席など)
 - ・その他、感染につながると考えられる行動など
- 保健所の指示を待つまでもなく、所属部局は速やかに以下のように情報を収集・対応する。
 - ・学生の場合、特に、授業の履修状況、課外活動団体等での活動状況、学寮等の住居の状況、接触した友人の状況、就職活動の移動状況など
 - ・教員の場合、特に、授業及び委員会等の会合の出席や移動状況など
 - ・全構成員について、特定地域への移動の状況など

- 情報収集に当たっては、二次感染しないよう十分留意する。
- 情報を共有する範囲と守秘義務について注意する。

4. 感染者・濃厚接触者への対応

- 感染者・濃厚接触者への対応については、保健所の指示に従う。なお、保健所が濃厚接触と判断しなかった場合であっても、接触の確認がなされたケースについては、保健管理センターの指導の下、必要に応じて、健康経過観察、テレワーク、一定期間の登校・出勤禁止などの行動規制を行うことがある。
- 必要に応じて独自のPCR検査の実施等を検討する。
- 必要に応じて国際交流会館等の空き部屋を経過観察等のために利用することを検討する。

5. 面接授業の一時停止等の対応

【必要性】感染者の発生に伴い、構成員中に濃厚接触者が発生することが想定されるが、濃厚接触者が特定される以前に、濃厚接触者が面接授業に出席することなどによって感染をさらに拡大するおそれがある。大学にあっては、小中高等学校と比べ、クラス制でないなど、学生の行動範囲を限定的に想定することが難しい面があり、感染拡大防止のためには広く面接授業を一時停止せざるを得ないと考えられる。

- 教員、学生に感染者が発生した場合には、基本的に全ての面接授業を一時停止する。なお、事務職員等の感染等の場合にあつては、基本的に面接授業の一時停止をする必要はないと想定するが、状況次第で対応を変更する場合がある。
 - ・感染者の行動が極めて限定されたものであり、学内の濃厚接触者がいないことが判明しているような場合には、面接授業を継続しても感染を拡大させるおそれがないため、面接授業の一時停止措置は不要となる例外も考えられなくはない。
 - ・感染者の行動及び濃厚接触者の範囲が特定のキャンパスに限定すると考えられる場合には、当該キャンパスのみを停止の対象とする。
 - ・面接授業と同様の趣旨により、課外活動について一時活動を停止する。また、学生間等の通常の行動における感染防止について改めて注意喚起する。
 - ・面接授業一時停止の期間は3日間を目途とし、その後の調査の状況に応じて面接授業一時停止期間の短縮・延長を検討する。
- 面接授業の一時停止については、一斉送信メール、各部局の連絡網を通じて迅速に実施し、混乱を最小限にするよう努めるとともに、マスコミ対応を含め、その後の情報の発表・提供についても適切に行う。
 - ・一時停止期間の見通し、解除及び面接授業の再開にかかる情報については、特に適切な情報提供に努める。
- 一時停止の期間が3日間を超える場合には、4日目から基本的にすべての授業をメディア授業に移行できるよう留意する。(月曜から停止の場合には木曜より移行、金曜に停止の場合には月曜より移行。)
- 面接授業の一時停止期間中に実施できなかった授業は、適切な授業形態にて別途補講等を行う。
 - ・登校禁止となったために受講できなかった学生には別途適切に対応する。
 - ・授業担当教員が感染者または濃厚接触者になった場合には、必要に応じて代替教員の手配を含め速やかに授業計画について検討するとともに、実施できなかった授業については、適切な授業形態にて別途補講等を行う。

6. 施設の閉鎖、消毒等の対応

- 施設の閉鎖、消毒等の対応については、基本的に保健所の指示に従う。
 - ・保健所の指示以上の対応については、保健管理センターの指導のもと、状況に応じて判断する。
 - ・食堂、図書館等の共用施設、その他構内立ち入り禁止の実施、広範囲の消毒の実施の可否などについて検討する。

7. 学寮における対応

- 学寮生の感染・濃厚接触が確認された場合には、保健所及び保健管理センターの指導の下、感染者・濃厚接触者の対応のほか、学寮運営全般について必要な対応を検討する。
 - ・感染者が確認された場合、濃厚接触の判断がされるまでの間①～③を実施する。
 - ① 同じ階の学寮生は、自室待機し経過観察を行う
 - ② トイレ等の共用部分の消毒の実施
 - ③ 寮食を弁当に切り換え
- 必要に応じて、保健所及び保健管理センターの指導の下、濃厚接触者等を学内施設(全学寮、国際交流会館、文京荘)の空き室、ホテル等へ移動等について検討する。
 - ・移動後直ちに生活ができる環境を想定し、生活支援等を含めて準備を行う。

8. クラスタ発生等の特殊状況

- クラスタが生じた場合には、上記の対応に加えた対応を行うことを検討する。
(例)
 - ・課外活動の場合：該当する課外活動を2週間程度停止する。
 - ・国際交流会館、文京荘の空き部屋を経過観察等のために利用する。

9. その他の留意事項

- 発生後の対応とその考え方等については、迅速かつ適切に情報提供するように努める。
- 感染者、濃厚接触者、その他接触者のフォローアップ(治癒までの状況など)を適切に行う。
- 特に感染症状が重篤化してからでは情報収集が困難になることが予想され、また調査等に時間を要するため、感染・濃厚接触のおそれがあると考えられる早い段階から、幅広く申し出がなされるよう、関係部署において日頃から関係者への周知を図る。特にクラスタ化しやすいと考えられる、学寮、課外活動に関する情報が早期に把握できるように努める。
- 面接授業における濃厚接触判断に備え、授業の出席について Forms による座席登録を行うこととしているが、その他の場所における接触判断に備えるため、COCOAのインストールを徹底させる。
- 学寮における大規模なクラスタの発生を防止するため、マスクの着用、手洗いなどの日々の対応の遵守について、定期的に注意喚起の機会を設ける。

【本件問合せ先】

- ・総務企画課総務・秘書グループ：内線 3009
- ・教務課教務グループ：内線 3106